

第4回 木曽川・笠松エリア利用調整協議会 結果概要

I.開催日時

令和4年8月3日(水) 10:00~12:00

II.会場

笠松町役場 4階 大会議室

III.次第

1. 開会
あいさつ 笠松町長 古田 聖人
2. 第3回協議会の意見確認 【資料1】
3. 議事
(1) 今年度の社会実験について 【資料2~3】
(2) 事業の運営母体づくりについて 【資料4】
4. その他
(1) 次回の予定

IV.出欠状況

以下のとおりであった。古田聖人町長の出席も得た。

表 第4回木曽川・笠松エリア利用調整協議会出欠状況

【委員】

区分	選出団体	役職等	氏名	出欠
学識経験者	岐阜大学 流域圏科学研究センター	准教授	原田 守啓	○
地域代表	笠松町町内会連合会	会長	山田 忠正	○
各種団体	笠松町商工会	副会長	加藤 大武	○
	オアシスパーク	取締役統括本部長	松永 武久 (代理) 虫賀剛司	○
	十六銀行笠松支店	支店長	川合 毅	○
	笠松競馬場	参与	坂本 浩之	○
	笠松町プロモーション協会	副会長	市川 幸一郎	×
	笠松みなの公園 SUP 同好会	管理者	塚本 幸典	○
	かさまつバザール	代表	柚木 那実	○
行政	笠松町商工会	青年部部长	名和 佑樹	×
	笠松町議会	議長	川島 功士	○
行政	笠松町	副町長	川部 時文	○

【オブザーバー】

区分	選出団体	役職等	氏名	出欠
行政	木曽川上流河川事務所	事業対策官	上野 好隆	○

【事務局】笠松町企画環境経済部企画課

【公園管理担当課】建設部建設課

※.敬称略

V.配付資料

配付資料は以下のとおりであった。

- ①次第
- ②委員名簿
- ③配席表
- ④資料1 第3回協議会結果概要
- ⑤資料2 令和4年度の笠松みなの公園における社会実験の実施方針(案)
- ⑥資料3 令和4年度社会実験の内容について
- ⑦資料4 笠松みなの公園における官民連携事業の運営母体について

VI. 結果概要

以下のとおりであった。

表 第4回 木曾川・笠松エリア利用調整協議会 協議結果の概要

項目	決定・承認事項	
事務事項		
第3回協議会意見	・第3回協議会における委員からの意見とその対応について了承を得た。	
議事内容	委員意見	対応方針
(1)R4年度の社会実験の実施方針・内容について	・実験のコンテンツとしては計画案をベースに進める。	・コンテンツに対して、一般募集とセミオープンでの関係者との相談により進める。
	・夏季のコンテンツについては早めに準備・調整・企画化を進める。	
	・将来の事業に向けては自転車の活用なども重点項目にしていけると良い。	・サイクリングロードの活用も含め、今後のテーマとすることを検討していく。
	・社会実験を進める上で、運営の役割分担や窓口等の明確化が必要（特にセミオープン型で新規参加を得る場合、わかりやすくするためには重要）。	・まずは笠松町と支援業者（コンサルタント）の役割分担を決める。
	・プロモーションの面がある程度役割分担をしっかりとっておいた方が良い。	・アンバサダーの協力について、R4年度に限らず検討していく。 ・R4年度に限らず、今後の事業展開を図る上で取り組んでいく。 ・特にR3年度に実施していなかった内容での初参加者について、多様な魅力向上に寄与できるよう相談する。 ・河川管理者の指導も得ながら検討する。
	・実験の情報発信にはアンバサダーの協力も得られるよう働きかける。	
	・情報発信の相手や集客のターゲットは、個人も重要であるが、団体に呼びかけ年中行事に組み込んでもらうといった手法もある。	
	・初参加者をうまく調整し、魅力を高める側に実施者として参加していただける進め方を見出す。	
・社会実験に先立ち必要なインフラを整理し、必要な物については実現の可能性を検討する。		
(2)官民連携事業の運営母体について	・実験開始当初は、町とコンサルタントが運営母体となる。	・開始当初はそのようなかたちとする。
	・運営の進め方については、実際に実験に参加していただいた方を含めた形で、協議会とは別の場で実働者の方で議論をするような形にし、ある程度事務局に一任するような形で当面進める。	・実験施者やその他の組織等と運営母体について相談を進める。
	・運営母体ははじめから有志等による法人化をすることも一考の余地がある。	
	・運営母体を指定管理にする場合は、そのあり方、管理の範囲等をよく検討しておく必要がある。	
	・事業に関わるキャッシュフローをよく検討し明確にしておく必要がある。	・経済面からの事業の継続性担保のため、検討していく。
・運営体制は、新陳代謝ができる組織にしていくことも非常に重要である。	・個人的な参画ではなく、組織が担うかたちで検討していく。	
(3)その他	・都市・地域再生等利用区域の申請時には運営母体を明確にしておく必要はないことを確認した。	・申請時の河川管理者との調整段階では、運営母体についての検討結果は報告する。
	・次回の協議会は年明け頃に社会実験の振り返り等を予定する。	・R4年度の社会実験結果や運営母体の検討結果を報告する。